

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
令和5年12月4日 (月)	1 高杉 千代子 【一問一答】	1 災害時の対応について
	2 神山 さとし 【一問一答】	1 生駒市の公共施設のマネジメントについて
	3 成田 智樹 【一問一答】	1 職員の定年引上げ及び管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)への移行について 2 奨学金返還支援制度の導入について
	4 中尾 節子 【一問一答】	1 転入促進に繋がる取組みについて
5日 (火)	5 福中 眞美 【一問一答】	1 都市拠点としての「生駒駅周辺の再構築」について 2 地域活性化の拠点形成としての「道の駅」について
	6 伊木 まり子 【一問一答】	1 児童虐待について
	7 辰巳 綾子 【一問一答】	1 小中学校の熱中症対応等について 2 給食無償化について
	8 梶井 憲子 【一問一答】	1 がん予防とアピアランスケアについて
	9 山下 一哉 【一問一答】	1 献血教育について 2 AEDの設置と更なる活用について
6日 (水)	10 森 雄亮 【一問一答】	1 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現について
	11 浜田 佳資 【一問一答】	1 生駒駅周辺の開発に伴う諸課題について
	12 塩見 牧子 【一問一答】	1 滞納処分の執行停止について 2 附属機関及び懇談会等の取扱いについて 3 生駒市市政顧問の委嘱について
	13 改正 大祐 【一問一答】	1 大規模災害への対応について 2 ハラスメント対応のその後について
	14 芦谷 真治 【一問一答】	1 高齢者が住みやすいまちづくりについて 2 保育料の無償化について

1

令和5年11月20日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員 高杉千代子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 11 月 20 日
午後 3 時 33 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	災害時の対応について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	災害時の対応について
質疑・質問の要旨	
今後、生駒市で予想される生駒断層地震において、最大で、り災者数33,000人、そのうち自宅を失う方が11,000人想定されることを、答弁されています。 災害時、特に配慮が必要なのは高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者、災害対策基本法第8条に基づく「要配慮者」です。 そこで、防災と福祉の観点から災害時の対応について以下の質問をします。 1) 災害対策基本法により災害時、避難困難な避難行動要支援者を把握するため 「避難行動要支援者名簿」の作成を義務付けし、一人一人の支援者に対し「個別避難計画の作成」を推奨しています。 現在、本市においてこの取り組みの進行状況と課題をお聞かせ下さい。 2)福祉避難所について 内閣府による「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の中で事前に避難先である福祉事業者ごとに受け入れ者の調整等を行った上で、福祉避難所への直接の避難を促進していくことが妥当であると直接避難の必要性を示しています。しかし本市の防災マニュアルでは福祉避難所の開設において、避難所で生活困難な避難者があり、災害対策本部長が必要としたときに福祉施設に連絡し開設できる、となっています。 要配慮者の中には、場合により直接福祉避難所に行ったほうが良い場合もあると思います。このことについて市の見解をお聞かせ下さい。 3) 要配慮者支援に多くの方が携われる仕組みについて 熊本地震において、環境の悪化などに伴う震災関連死が死者数の79.0%、直接死因の「3.8倍」でした。 災害時においては、誰もが傷病等で要配慮になりうる中、多くの方が支援側に携われる仕組みが必要と考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。 4) 災害により、自宅を失う方が大勢いらっしゃる想定されることから、避難所生活も長期化する可能性があります。 避難所の運営・管理について各自治会や自主防災会とどのような研修を行っているのか、お聞かせ下さい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和5年11月21日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員 神山 さとし

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和5年11月21日
午前10時10分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市の公共施設のマネジメントについて
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の公共施設のマネジメントについて
質疑・質問の要旨	
生駒市は、昭和46年の市制施行後、人口の急激な増加に合わせて数多くの公共施設を建設、整備してきましたが、市制50周年を超えた現在では施設の老朽化が進み、保全や更新等に多額の費用が必要となり、今後の財政への圧迫が懸念されています。 また、人口減少や少子高齢化に伴い人口構造が変化し、公共施設に対する市民ニーズも様々な変化をしています。こうした状況を踏まえ、令和2年には「公共施設等の適正配置」及び「民間活力の導入」を推進することを目的として、「生駒市公共施設マネジメント推進計画」及び、その方針に基づく具体的な取り組み手法やスケジュールを示した「生駒市個別施設計画」が作成され、実施されています。 公共施設をマネジメントする計画、このマネジメントとは資源や資産、リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化する手法で、評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整など様々な要素を含んでおり、これらを総合した業務です。 公共施設マネジメントにおいては、施設の統廃合に伴い、市民理解を得ながら調整を行うことが行政にとって、非常にハードルが高い業務であり、本市においても、個別施設計画の推進のための具体的な実施計画や出口戦略への展開が非常に難しい課題として、各施設を所管する担当課が苦労しているところだと思います。 しかしながら、公共施設のあり方として、人口構造の変化に伴って求められる施設機能の変化への対応や、災害時の避難場所の再検討といった課題解決、社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるためには、保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する仕組みである「公共施設マネジメント」を推進することが急務と言えます。	
これらの背景を踏まえて、以下に質問をいたします。	

- ・ 公共施設マネジメント推進計画で統廃合を計画している施設名と、その実績及び進捗状況を教えてください。
- ・ 令和2年度から同計画を実施してきた実績を踏まえて、計画を推進していくうえでの課題について教えてください。
- ・ 公共施設マネジメント推進計画は、生駒市公共施設等総合管理計画の基本方針の内、「公共施設等の適正配置」と「民間活力の導入」を推進することを目的としているが、施設マネジメントにおいて、具体的にどのような部分で民間活力の導入を進めるのか、または進めているのか。その効果についても教えてください。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 5 年 1 1 月 2 2 日

生駒市議会議長
吉村 善明 殿

生駒市議会議員
成田 智樹

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 11 月 22 日
午後 4 時 52 分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ 一般質問 () ・ 一括質問方式 ・ 一問一答方式 () ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	職員の定年引上げ及び管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)への移行について	
2	奨学金返還支援制度の導入について	
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	職員の定年引上げ及び管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）への移行について
質疑・質問の要旨	
令和5年4月1日付施行の地方公務員法の一部を改正する法律に基づく地方公務員の定年引上げにより、同日付で職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例及びその他関連条例が制定されました。 それにより、令和5年度から令和13年度の間、2年に1歳ずつ、65歳まで定年を引き上げること。そして、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を設け、管理職の職員は60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間（異動期間）に管理監督職以外の職等に異動させる（異動が公務運営に著しい支障を生じる等の理由がある場合、異動期間を最長3年まで延長し、引き続き管理職として特例任用も可）ことなどが、来年4月1日より具体的に実施される予定です。 このことをふまえ以下のとおり質問いたします。 （1） 定年引上げにより、来年4月1日に役職定年制の対象となる予定の現在の役職別職員数は。 （2） 現在まで、定年引上げ及び役職定年制への移行が早期退職等の一因となった事例等はあるのか。 （3） 定年引上げ及び役職定年制移行について、それぞれのメリット、デメリット及び課題は何か。 （4） 上記（3）の課題解決に向けた方策について所見を問う。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	奨学金返還支援制度の導入について
質疑・質問の要旨	
公明党は、今までも“学びたい人”が、経済的理由等により「進学をあきらめることのない社会」構築を目指して、「奨学金制度」の対象者の拡大や、返済不要の「給付型奨学金」の実現に取り組んできました。 そのような取組を進めていく中で、「日本学生支援機構」によると、現在大学生の2人に1人、年間約130万人の学生が「奨学金」を利用するまでに制度が充実してきました。しかし、そんな中、若者の皆さんからよく聞くのが「奨学金の返済が苦しい。負担が重い」という声です。 実は、2019年度末の返還延滞者数は、約33万人、延滞債権は約5400億円にのぼります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。 こうした利用者の負担軽減に向け、返還を「肩代わりする」支援制度が2015年から実施されている「奨学金返還支援制度」であり、「一定期間定住し、就職する」等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度として、昨年6月時点で全国615市町村が導入しています。 このことについて、本年3月に一般質問を行い、その導入についての検討を促したところ、当時の担当部長からは調査・研究し、関係部署とも協議してまいりたい、また、大学卒業を機に生駒を出ていく若者が多いとの生駒の特性がある中で、本市にとどまってもらうための有効な施策と考えている等の答弁がありました。 このことをふまえ、以下のとおり質問いたします。 (1) 人口減に立ち向かわんとする本市にとって、いちはやく導入すべき制度と考えるが、調査・研究は進んでいるのか。 (2) 日本学生支援機構の調べでは、奨学金返還支援制度を利用する企業は、本年10月末時点で1295社となったとのこと。市内企業にも広く周知し、官民一体となって、市全体で若者を応援する機運を盛り上げるべきではないかと考える。所見を問う。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 5 年 11 月 24 日

生駒市議会議長
吉村 善明 様

生駒市議会議員
中尾 節子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 11 月 24 日
午前 11 時 6 分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ 一問 <u>一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	転入促進に繋がる取組みについて	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
I	転入促進に繋がる取組みについて
質疑・質問の要旨 生駒市が実施した令和4年度の市民実感度調査結果では、「現在のところにとずっと住みたい」「当分の間は住みたい」「市内のどこか他のところへ移りたい」を合わせた市内での定住意向は87.2%となっています。住みたい理由としては複数回答で「閑静な住宅地である」「自然環境が豊かである」が50%を超えています。また、令和2年度の転入者アンケートでは、生駒市を選んだ理由は複数回答で治安が良いが約34%、次いで職場・学校に近いが約30%、住宅の規模・価格など住宅事情が良いと電車や道路など交通の利便性が良いが約25%となっています。 このような調査結果から本市は環境・立地において優れており、定住意向が強いことが読み取れます。市外からの転入者を増やすためには、市外の人たちに生駒市の魅力を知ってもらい、そして住まい探しをしている人たちに生駒市を選択肢に入れてもらうこと、つまり生駒市の認知度を上げることが大切と考えます。 本市は今年9月に近鉄グループホールディングス株式会社と包括連携協定を締結し、協力関係がより一層深まり生駒市の発展に繋がることが期待されます。また、2025年には大阪・関西万博が開催され、たくさんの人が集まり、電車1本で繋がっている生駒市をアピールする絶好の機会があります。このような恵まれた条件をしっかりと活用し、転入促進に繋げるべきと考え、以下の質問します。 1、市民実感度調査における定住意向や暮らしの満足度の調査結果について、どのように評価しますか。 2、ここ5年間で市外からの転入者数の推移はどのようになっていますか。 3、転入促進に繋げるための住宅環境の整備について、どのような取組みをしていますか。 4、転入促進に関して、近鉄グループホールディングス株式会社とはどのような連携を検討していますか。 5、多くの人が集まる大阪・関西万博において、生駒市の認知度を上げるためにどのような取組みをしようと考えますか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 5 年 11 月 24 日

生駒市議会議長

吉 村 善 明 様

生駒市議会議員

福 中 眞 美

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 11 月 24 日
午前 11 時 10 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	都市拠点としての「生駒駅周辺の再構築」について
2	地域活性化の拠点形成としての「道の駅」について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	都市拠点としての「生駒駅周辺の再構築」について
質疑・質問の要旨	
本格的な少子高齢化、人口減少社会に直面する都市においては、厳しい財政事情もあいまって、将来、市民生活を支える都市機能のサービスレベルの維持が困難となり、地域経済の衰退を招くことが危惧されています。そのため、その一環として、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画が制度化され、優れたまちづくりの成果が現れてきています。その中の多くの場合で交通結節点が拠点として位置づけられています。 人々が生活を営むにあたっては、移動することが不可避です。駅、駅前広場をはじめとする交通結節点は、複数の交通手段をつなぐ施設であり、快適性・利便性の向上が求められているほか、時代や地域のニーズに沿って必要となる機能を確保することが喫緊の課題となっています。以上のことを踏まえ質問をいたします。 ① これまでの交通結節点では想定されていないような多様な機能が求められるようになっていくことを踏まえ、駅、駅前広場、自由通路といった交通結節機能に関する施設を個々に考えるのではなく、周辺街区と連続する「駅まち空間」として一体的に捉え、鉄道事業関係者等と幅広い協議・調整をしながら、柔軟な発想で交通結節点の空間整備、機能配置を検討する視点が重要であると考えられていますが、市の見解は。 ② 生駒駅南口周辺都市空間再編事業についての進捗状況と課題は。 ③ まちを良くするためには、生駒駅周辺の将来像の検討は欠かすことができません。まち全体を良くするためには、近年の社会情勢の変化により、これまでの生駒駅周辺にないような多様な機能が求められています。たけまるホールの建て替えを含めた複合施設（公的サービス施設）や、ホテル誘致等についての市の所見は。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑・質問事項
2	地域活性化の拠点形成としての「道の駅」について
質疑・質問の要旨	
「道の駅」は平成5年の制度創設以来、今年で30年が経過しました。 国土交通省では、新たに加わった「道の駅」とともに、地方創生・観光を加速する拠点への進化を目指す第3ステージの取組みを進めています。 元々、ドライバーが立ち寄るトイレ・休憩施設として生まれた「道の駅」は、その数 1,200 を超える中、それ自体が目的地となり、まちの特産物や観光資源を活かして人を呼び、地域に仕事を生み出す核へと独自の進化を遂げ始めています。 国は、この進化する「道の駅」の機能強化を図り、地方創生の拠点とする先駆的な取組をモデル箇所として選定し、関係機関が連携の上、計画段階から総合的に支援しております。本市でも「道の駅」について検討することなので、質問をいたします。 ① 「道の駅」は、長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄れ、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められています。また、人々の価値観の多様化により、個性的でおもしろい空間が望まれており、これら休憩施設では、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し多様で個性豊かなサービスを提供することができます。さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されていますが、「道の駅」についての本市の見解は。 ② 国土交通省では、2020年から2025年までを「道の駅」第3ステージと位置付け、「地方創生・観光を加速する拠点へ」進化するため、「道の駅」を核にした地方創生」及び「道の駅」の持続可能な安定運営」を目指した取組を推進しています。国は、「道の駅」が主体となって、地域外から活力を呼ぶ「ゲートウェイ型」及び地域の元気を創る「地域センター型」の「道の駅」の新たな設置又はリニューアル等の企画提案を支援していますが、本市でも設置場所等を含め検討しているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和5年 11月 24日

生駒市議会議員

吉村 善明 様

生駒市議会議員

伊木 まり子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 11 月 24 日
午後 / 時 00 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	児童虐待について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	児童虐待について
質疑・質問の要旨	
11月は児童虐待防止月間です。「児童虐待防止法」が2000年11月に施行されたことから、毎年11月は「子ども虐待防止推進月間」と位置付けられ、児童虐待を防止するための様々な取り組みが行われてきました。しかし、児童虐待は年々増加しています。 今年6月には樞原市在住の4歳女児が死亡する事件が起き、児童虐待が疑われています。本市においても平成28年4月に、父親により、3歳の姉と一緒に狭い衣装ケースに閉じ込められた2歳の男の子が、低酸素脳症で死亡するという痛ましい事件が起きました。 一方、今年9月の決算審査特別委員会における質疑において、令和4年度に児童虐待案件として対応した件数は781件であるとの答弁があり、2歳男児が死亡した平成28年度の575件から206件も増加していました。また、10月、厚生文教委員会の視察で訪問した東京都墨田区の取組みを調査する中で、本市の2歳男児死亡案件は平成30年8月に社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会がまとめた第14次報告の中で、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる4事例のうちの1事例として取り上げられていることを知りました。 このような背景から、今回、児童虐待による痛ましい事案を決して起こしてはいけない、そして、児童虐待を少しでも減らしたいという思いから質問します。 1：生駒市要保護児童対策地域協議会（以下、要対協と略します）の平成28年度と令和4年度の事業報告を基に以下について質問します。 ①虐待相談対応件数、虐待相談の種別、虐待者、被虐待者の年齢について、その概要をお答えください。 ②令和4年度の新規の対応事案については、どのような経路で相談・通告があったのでしょうか。また、受理後、どのように取り扱われたのでしょうか。 ③未然防止のための取組内容、広報・啓発、研修について、死亡事例発生以降、どの様に取り組まれてきたのかお答えください。なお、未然	

防止のために取り組まれた 子育て支援の充実 については、大項目2の⑤
でお答えください。

2：2歳男児死亡事案に係る生駒市要対協検証会議の検証結果報告書と社
会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
第14次報告を基に、以下について質問します。

①家族アセスメントにおける問題点が指摘されたが、解決のためにどのよう
な対策を行ってこられたのでしょうか。

②緊急受理会議やその後の進行管理決定会議や実務者会議におけるリスク
アセスメントの不備が指摘されたが、解決のためにどのような対策を行っ
てこられたのでしょうか。

③組織体制の強化が求められているが、どのように対応されたのでしょうか。

④市の報告書においては、奈良県に対し4つの要望を出すなど、県へ働き
かけることを求めているが、どのように対応されたのでしょうか。

⑤市の報告書においては「子育て支援制度の充実」が求められているが、
どのように対応されたのでしょうか。

3：児童虐待を未然に防ぐために、今後、実施を検討されている施策につ
いて、特定妊婦の出産に至るまでの取組みと、子育て中の取組みに分けて
、お考えをお聞かせください。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和5年11月24日

生駒市議会議長

吉村善明様

生駒市議会議員

辰巳綾子

発言通告書

次のとおり通告します。

令和5年11月24日
午後1時37分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	小中学校の熱中症対応等について
2	給食無償化について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	小中学校の熱中症対応等について
質疑・質問の要旨 2023年の夏も終わり、振り返りますと記憶の新しいところでは、10月半ばまで暑い状態でありました。今年7月23日までの一週間、全国で9190人が搬送されたと総務省消防庁の速報値で出ており、前週（7月10日～16日）から急増しており、前年同時期と比較すると熱中症者数は2倍以上となった。とでていました。 奈良県の報道でも8月末～9月上旬の一週間の熱中症緊急搬送状況によりますと、令和3年は20人、令和4年は37人、令和5年は52人と年々増加していました。生駒市では同時期の搬送人数は5人でした。小中学校では教室にはエアコンが入っていますが、体育館にはエアコンが入っていません。 11月半ばからは、急に寒くなり、季節はずれに思えるかもしれませんが、1年の約半分が暑い昨今におきまして、異常気象も伴い、ゲリラ豪雨、台風、気温上昇の部分で約半年後に迎える状況を容易に予測できますことから、現状におきまして質問をさせていただきます。 （１）この夏において熱中症の疑い（発熱、頭痛、嘔吐など）で保健室の利用された子どもの人数を教えてください。 （２）熱中症対策等に係る学校施設の整備について、教育委員会としてどのように把握されていますでしょうか。 （３）体育館のエアコンの設置が必要と考えるが、過日の質疑答弁で調査研究をしていくとお聞きしましたが、どのように調査、研究を進めていくのか、具体的に教えてください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	給食無償化について
質疑・質問の要旨	
生駒市では、物価高騰の対策のために、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金（以下臨時交付金という）を使用し、令和5年4月と5月分は給食の無償化を実施していただいております。しかし、6月からは、臨時交付金の利用が終わったため、6月より子育て世帯の徴収が再開されました。物価高になり、市で食材費の高騰分を市で負担していただいていることには大変感謝いたします。 しかし、長引く物価高騰を受け、あちらこちらからいろんな切実な声を聞くことが増えていましたところ、先日2023年の県民アンケートの速報値で、1年前と比較した暮らし向きに実感を聞いた質問では「苦しくなった」とする人の割合が2年連続増、物価上昇による負担増を挙げる人が6割を超えたと発表されておりました。その理由の一番に、家族の増加や物価の上昇などで毎日の生活費が増えたとの項目にて、2021年27, 1%、2022年52, 1%、2023年61, 7%で最多となっておりました。 この約半年の間にお寄せいただきましたいろいろなお声を真摯に受け止めさせていただき、質問をさせていただきます。 (1) 臨時交付金にて給食費の無償化をされていましたが、その時は小中学校の保護者の方からどのようなお声がありましたでしょうか。 (2) 全国的に自治体にて給食費の無償化に向けた動きが見られるが、国としても無償化の方向で動いていますが、生駒市の考えはどうでしょうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 5 年 11 月 24 日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員 梶井 憲子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 11 月 24 日
午後 1 時 49 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	がん予防とアピアランスケアについて
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	がん予防とアピアランスケアについて
質疑・質問の要旨 医療の進歩により早期発見・早期治療でがんの5年生存率は上昇傾向にあり、働きながら通院治療を受けたり、社会復帰できる方も増えてきています。しかし一方で、がん治療に伴う抗がん剤の副作用や手術で生じる外見の変化は、治療や就労等の意欲を低下させるなど、社会生活を送る上での精神的負担となっています。 がんの治療にあたっては、患者の苦悩を軽減するためのアピアランスケアが求められるようになりました。 アピアランスケアとは、がん治療による髪の毛の脱毛・まつ毛眉毛の脱毛・肌の色や爪の変化、乳房の切除の手術跡など、身体的外見の変化で起きるがん患者の精神的苦痛を少しでも軽減するためのサポートのことです。 がんの治療費に加えて、医療用ウィッグの購入や乳がんの手術による乳房の切除跡の補整具の購入など経済的負担も大きくなることから、アピアランスケアに対する公的な支援を求める声もあります。 本年3月に厚労省の第4期がん対策推進基本計画が閣議決定され、奈良県においても現在、第4期奈良県がん対策推進計画の策定が進められています。 がん検診による早期発見・早期治療を促すことでがん罹患率・がん死亡率の減少を目指すこと等が目標とされるほか、がんを正しく知り、がんと向き合い、地域共生社会の中で自分らしく生きられることが目標とされています。 本市においても、がん予防やアピアランスケアについての一層の取組が必要と考えることから、以下について質問します。 1. がんを正しく知ること、がんを予防することについて市はどのような取組を行っているか。 2. アピアランスケアについて市はどのように認識しているか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員 山下一哉

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 11 月 24 日
午後 2 時 01 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	献血教育について
2	AEDの設置と更なる活用について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
	献血教育について
質疑・質問の要旨	
がん、白血病、ケガの治療や、出産などに必要な血液は、国民の善意による血液に支えられている中で、日本社会の人口動態、少子化の影響は献血という場所でもその影響が出てきました。	
血液製剤は、医療にはなくてはならないものであり、血液が不足し患者さんに届けられないという事態は何としても避けなければなりません。しかし、10代から30代の若年層の献血者数は10年前に比べて約70万人以上減少しており、さらにコロナ禍の影響も大きく受けています。	
16歳から69歳の献血可能人口は少子高齢化により2020年の約8,357万人から15年後の2035年には7,198万人に減少すると予測されており、今後献血基盤を支える若年層献血者をいかに増やすかが、喫緊の課題となっています。	
厚生労働省が献血経験者を対象に実施した調査では、多くの人（特に、初回献血の場所が高校だった人）が「高校での献血がその後の献血への動機づけに有効」と考えていることが分かりました。	
以前、献血バスが出向いて実施された高校献血は、実施率が約6割ととても盛んに行われておりましたが、徐々に減少し、現在では2割～3割程度にまで落ち込んでいます。これにより、学生たちは献血に触れ合う機会自体が減ってきています。	
「献血は命をつなぐボランティア」とも言われ、今後も患者さんに血液を安定的に届ける為には、今まで以上に若い世代への促進とともに、16歳から参加できる献血について、より早い年齢からの意識啓発が必要と考えます。	
そこで、以下質問致します。	
① 本市における献血者の数はいかがでしょうか。	
② 献血の認知度向上に向けた、市としての考えや取組をお聞かせください。	
③ 献血教育について、市内小中学校では現在どのような取組みをされていますか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	AEDの設置と更なる活用について
質疑・質問の要旨	
日本では毎日多くの人々が心臓突然死で命を失っており、心臓が原因で突然心停止となる人は、1年間で約8.2万人。一日に約200人、7分に1人が心臓突然死で亡くなっています。 その原因の多くは「心室細動」と呼ばれる重篤な不整脈で、心室細動になると、心臓は震えるのみで血液を送り出せなくなります。いわゆる心停止の状態です。数秒で意識を失い、数分で脳をはじめとした全身の細胞が死んでしまいます。心室細動からの救命には迅速な心肺蘇生と電気ショックが必要です。 突然の心停止から救命するためにできることは①119番通報、②胸骨圧迫（心臓マッサージ）、③AEDによる電気ショックです。このうち、119番通報をして救急隊の到着を待っていたのでは7%の人しか救命できません。 しかし、胸骨圧迫をすることで2倍近く、さらにAEDを用いた電気ショックが行われることで、突然の心停止の約半数の人を救うことができ、また、AEDを使用して除細動を行った場合の1ヵ月後の生存率が45.1%であるのに対して、行わずに救急車の到着を待った場合は10.3%であるというデータも出ております。 本年8月24日、4年ぶりに生駒市議会として「救命救急講習」を受講しました。 人が倒れているのを発見したとき、講習では集まってきた人に対して、あなたは119番通報してください、あなたはAEDを取ってきてくださいとの指示を出しますが、AEDがすぐそばにある事が前提となっています。 しかし、近くに使用できるAEDがなければ、人手による胸骨圧迫や人工呼吸を施すことしかできず、救急車の到着を待つということになり、救命率が1割程度になってしまうということになります。 いざというときにAEDが時間や場所を限定することなく使用できる環境にあるかどうか、それが問われているのだと思います。 そこでお伺いいたします。	
① 直近3年間において、突然の心停止による救急搬送の事案はありましたでしょうか。 ② 本市におけるAEDの設置台数と、設置場所についてお聞かせください。 ③ AEDの設置場所の周知だけでなく、人命救助意識やAED使用の普及啓発に努め、救命率の向上を図ることが必要だと考えますが、どのように取り組んでいますか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

生駒市議会議長

吉村 善明様

生駒市議会議員
森 雄亮

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日
午後 2 時 04 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現について
質疑・質問の要旨	
現在、我が国における歯科健診は、乳幼児に対しては母子保健法に基づき1歳6か月児、3歳児の実施が義務付けられており、また小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒に対しては学校保健安全法に基づき実施が義務付けられており、この年代のすべての国民が歯科健診を受診している。 一方、成人期に対しては健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、歯科健診が実施されているものの、実施については義務付けされておらず、受診率は極めて低い状況にある。また、労働安全衛生法に基づき事業所において実施が義務付けられている歯科健診の対象も有害業務に従事する労働者に限られている。このため、我が国における成人期以降の歯科健診は十分と言えない現状にある。 近年、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等については、科学的な根拠が明らかになっており、人生100年時代を迎えるなかで健康寿命を延ばすためには、「八〇二〇運動」の取組をさらに進めるなど、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要であることから、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。 こうした中、国においては、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二」において、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診の具体的な検討を行うことが初めて盛り込まれた。 令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」には、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に向けた取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨、記載されている。また、令和6年度から適用される健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる健康日本21（第3次））」の実施計画では、「歯周病を有する者の減少」、「よく噛んで食べることのできる者の増加」とともに「歯科検診の受診者の増加」が「歯・口腔の健康」の目標として掲げられ、「過去1年間に歯科健診を受診した者の割合」を令和14年度には95%にすることが指標として明記された。 よって以下の質問を致します。	

1. 母子保健法に基づき実施が義務付けられている1歳6ヶ月、3歳児歯科健康診査にて生駒市の3歳児歯科健康診査の受診率が低い要因についてお聞かせ下さい。
2. 国民皆歯科健診の実現に向けた生駒市内における具体的な歯科健診の実施方法についてお聞かせ下さい。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 5 年 11 月 24 日

生駒市議会議長

吉 村 善 明 様

生駒市議会議員

浜 田 佳 資

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 11 月 24 日
午後 2 時 11 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ ☒ 一般質問 (一括質問方式 ・ ☐ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒駅周辺の開発に伴う諸課題について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	生駒駅周辺の開発に伴う諸課題について
質疑・質問の要旨	
生駒駅周辺は、都市拠点として重要な地域であり、これからどう活かすのか、広く問われている。 近年、生駒駅周辺においては、相次いでマンション建設が行われ、人の、とりわけ子育て世代の流入が想定されている。これ自体は良いことではあるが、その受入れ、子育て環境の整備が求められる。同時に、まちの形が変わり、これまでのコミュニティが崩れるのではないかと、新しい方たちとのコミュニティの形成をどう図るか、という課題も生じている。 これらの課題にどう対応し、活用するのか、次の点について質問する。 1. 今後の開発やまちの形成についての見通し、及びそれを踏まえての課題は何と考えているか。 2. とりわけ、教育、保育、医療を含めた幅広い子育て環境の整備の必要性和見通しはどうか。生駒小学校での普通教室の増設の対応は行われているが、それで十分か。また、夏のプールの要望についてはどうか。 3. 人の流入に伴い車の通行量が増えるのではないかと考えられるが、その点はどうか。場所にもよるが、対策とか考えているか。 4. 人の流入はチャンスとも考えられるが、現在取組まれている、駅南におけるまちづくりとの関係や活用はどのように考えているか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 5年 11月 24日

生駒市議会議員

吉村 善明 様

生駒市議会議員

塩見 牧子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 11 月 24 日
午後 2 時 39 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	滞納処分の執行停止について
2	附属機関及び懇話会等の取扱いについて
3	生駒市市政顧問の委嘱について
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	滞納処分の執行停止について
質疑・質問の要旨	
今年９月の決算審査特別委員会において、滞納処分停止通知書を納税者に送っていないことは地方税法第 15 条の7第 2 項に違反するとの指摘をした。その後、本件及び関連事務に関して市はどのように対応したのか、以下の点を問う。 ① 決算審査特別委員会後の新聞社の取材に対して市は「未通知の期間や件数は調査中」と答えているが、調査の結果、いつから通知を怠り、また各年度の件数は何件と判明したか。 ② 決算審査特別委員会では「おかしな運用をしているので改めたい」旨の答弁があったが、本件の原因はどこにあったと考えているのか。またその後、市はどのような協議、検討を行い、どのように改めることにしたのか。本件法令違反に係る事案について市民に対して説明及び謝罪はしないのか。 ③ 執行停止の基準について「取扱要綱」があり、その公開について検討するとの答弁があったが、検討の結果はどうであったのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	附属機関及び懇談会等の取扱いについて
質疑・質問の要旨 生駒市では平成 24 年 1 月に条例に基づかずに附属機関を設置しているのは地方自治法第 138 条の4第 3 項に違反するとして住民監査請求があり、監査委員は、条例ではなく要綱、要領、規則等に基づき開催されている準附属機関の中にも答申を出すなど附属機関に該当する可能性があるものがあるとして、委員会の設置目的、業務の実態を調査し、附属機関とそうでないものとに整理するよう勧告し、それを受けて市は、同年10月に「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」及び「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する取扱に関する手引」(以下「手引」という。)を策定し、附属機関とそれ以外を整理するなどの措置を講じた。 しかし、「措置」から 10 年以上が経過した今、「手引」から外れた運用をされていると思われる機関もあり、再度整理が必要と思われ、以下の点を問う。 ① 地方自治法第 138 条の4第 3 項において「附属機関」の設置を「法律又は条例」に拠らねばならないとしているのはなぜと考えるか。 ② 専門知識や市民意見の反映の手法として「附属機関」と「懇談会」、「ワークショップ」「プラットフォーム」「団体ヒアリング」等があるが、どのような場合にどの機関(手法)を用いるのか、その基準をお答えいただきたい。 ③ 附属機関の委員、懇談会等の参加者の公募について、事務局として市が課題と考えている点はあるか。あるとすればどのようなことか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
3	生駒市市政顧問の委嘱について
質疑・質問の要旨	
今年8月24日に議会に配布された藤沢久美氏の市政顧問委嘱に係る資料によれば「顧問が従事した職務の遂行に係る情報は、ホームページにおいて公表する」ということであったが、9月1日に委嘱してからほぼ3か月が経過しようとしている今もいまだにホームページに職務の公表がない。すでに職務を遂行されているのか。されているのであれば、これまでに市長からどのような案件について助言、支援を求め、それに対して藤沢氏からどのような助言をいただいたのか、具体的な日時（所要時間）と場所、出席者と合わせてお答えいただきたい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 5 年 11 月 24 日

生駒市議会議長

吉村 善明 様

生駒市議会議員

改正 大祐

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 5 年 11 月 24 日
午後 2 時 40 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	大規模災害への対応について
2	ハラスメント対応のその後について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	大規模災害への対応について
質疑・質問の要旨	
災害対策基本法第42条に基づいて、生駒市防災会議が作成する「地域防災計画」という法定計画があります。これは想定される地震災害等から市民の生命・身体・財産および経済活動等を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策および復興対策に関し、実施すべき業務について定められています。また、この計画に重なるように法的作成義務はありませんが、大規模災害時にあっても、被災による行政機能の低下、少ない参集職員や資源を前提として、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画があります。いずれにせよマンパワーがないことにはこれらの計画を遂行することはできません。そんな中、本年8月14日から15日かけて近畿地方に台風7号が縦断し、公共交通機関の計画運休が実施される中、庁内では防災体制を組まれたところです。これらを踏まえ、以下のとおり質問します。 1. 8月14日15日庁内の人員体制をどう評価しているのか。また何か課題は見つかったのか。 2. 地域防災計画の防災体制の整備では、庁舎や指定避難所の近傍に居住する市職員を把握しとあるが、目安として全職員の内、生駒市在住の割合はどれくらいか。また推移はどのようなものか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	ハラスメント対応のその後について
質疑・質問の要旨	
6月・9月定例会の一般質問においてハラスメント関連の質問を行いました。その際、様々な指摘などを行い、これまで理事者、部次長級の職員対象のハラスメント研修、社会保険労務士による電話での外部相談窓口の設置、またハラスメント調査委員会がハラスメント事案検討会議となり、メンバーが外部委員だけで構成されると確認したところです。これらを踏まえ、以下のとおり質問します。 1. 9月の一般質問の際、ハラスメント事案検討会議の人選ができていないということであったが、現在はどのような状況になっているのか。 2. ハラスメント調査委員会（現在はハラスメント事案検討会議）は指針において開催されることになっている。前回の一般質問において今一度、立ち止まって法令を確認した方がいいのではないかと指摘したが、市の見解は。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和5年11月24日

生駒市議会議長

吉村善明様

生駒市議会議員 芦谷真治

発言通告書

次のとおり通告します。

令和5年11月24日
午後2時53分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	高齢者が住みやすいまちづくりについて
2	保育料の無償化について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	高齢者が住みやすいまちづくりについて
質疑・質問の要旨	
令和３年版高齢社会白書によりますと、65歳以上の高齢者のいる主世帯の約８割以上が、持ち家に居住しているといった結果があります。また、個人によって家庭状況等さまざまではありますが、高齢者だけの世帯が増えているといったことも事実です。高齢者が住みやすいまちとは、自宅を中心とした近隣に、医療機関や介護を受けられる施設があり、日々の生活を送るうえで交通の便もよく買い物がしやすいということがあげられます。	
2010年前後から農林水産省などの調査により買い物弱者、買い物難民、買い物困難者といった言葉が話題になり、マスコミでも取り上げられるようになりました。	
上記のことも踏まえ生駒市の住宅地では高齢化、過疎化が進み、山坂の多い住宅地では高齢者の方々が、住みにくい状況になっていることは否めません。高齢化が進むと歩行に関しても不自由になり、徒歩でのお買い物がなかなかいけず牛乳一つ買うにもタクシーに乗り、他のものと一種に買ってくるなどのお話もお聞きいたします。	
また住宅地の道路事情においても、昭和の時代に開発された小規模住宅地では、官民の道路が混雑していて、多くの市民の方々が公道と同じように使われ生活道路になっている私道がたくさんあります。舗装や未舗装の私道が老朽化し、雨が降れば水も溜まり、高齢者の方々の歩行が困難な場所も見受けられます。	
令和５年市長施政方針に、「みんなで創る、日本一楽しく住みやすいまち、生駒」「安全で安心して健康に暮らせるまち」「高齢者の生活を支えるサービスの実施」「生活の安全の確保」とあります。そこで以下の点についてお伺いいたします。	
① 高齢のため免許証を返納した方や、歩行が困難な高齢者等への買い物支援「移動スーパーの販売事業」について、市は移動販売の導入支援事業で支援を行っているが、市の支援についての現状と今後の課題についてお聞かせください。 ② 本市において、私道路の補修に関する補助事業についての考えをお聞かせください。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	保育料の無償化について
質疑・質問の要旨	
働く親にとって重要な存在である保育園。この保育料は、種類や自治体にもよりますが、国の政策により 2019 年 10 月から幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化が開始され、現在では満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間の保育料が原則無償化されています。0～2 歳児クラスの場合、住民税非課税世帯のみ無償化。通常では両親の収入に応じて保育料が異なりますが、保育料金が最高で月額 7 万円近くになる場合もございます。2 人目のお子さんが小学校就学前の場合は 50%軽減などの補助もあり平均的な保育料で言いますと 1 人目が 30,900 円、2 子からは 15,450 円となり 2 人の子どもを保育園に行かせると 45,350 円となり、30 歳の平均収入世帯からの支出を考えれば負担になるのは否めません。 大阪府守口市では市外の保育施設利用の場合も無料。2020 年 4 月から副食費も無償化。ただしバス代等の実費や預かり保育、延長保育は有料）私立幼稚園（私学助成施設）は上限ありとなっています。 また、兵庫県明石市のように第二子は条件なしに完全無料という自治体もございます。 リモートワークが普及し転居する人も増えてつつある昨今。このような施策は子育て世帯への求心力があり、子育て世帯の転入促進には欠かせない施策だと思います。市長施政方針にも「未来を担う子供たちを育むまち、子育て支援の充実」とあります。そのうえで以下の事をお伺いいたします。 何度となく一般質問にも取り上げられている 0～2 歳までの幼児保育料の無償化について進捗状況をお伺いいたします。	